

これ反して不漁で品薄の時、需給自然の方則で高値になるため漸く助かるのであるが、この法の定めが如く、「左と之肴掛底の節たりとも、格別高値に致候事、堅停止に候。云々」(首掛第④巻)とある。

この定めは零細漁民の為に大なる打撃である。この不利から逃れようとして、真売や脱け売りをすれば、曲事として重く処罰されるので、如何することも出来なかつたことである。尤も④項に規定する浦方出買船に売渡す途は残っていたようであるが、これとて瀬戸内方面に積上げる分は別として、佐伯の首問屋向けには④項の制限を受けることになる。

次に四浦、保戸島、又は蒲江等には揚場を置いて魚を集めていた様であるが、こんな所に集まる魚の直段は、誰人が如何な方法で定めていたものであろうか。電信電話や郵便等も全くない時代である。漁った魚を陸送するにも馬や車を通す道路はなく、海上と船で送る方法はあるが、これとて途中難所の多い航路である。荒天の日に絶対航海は出来なかつた筈である。如何して生魚を佐伯まで運んだのであろうか。この様な運搬上の困難があつたので、獲れた魚を町まで運ばず、脱け売りのあつたことも止むを得なかつたものと考えられる。生魚に氷を使用する方法がなく、只塩蔵する外に方法の無かつた文化年代の昔を偲べば、思い半ばにすぎるところがある。

この兩所、肴商賣任法が出来てから二十九年を経た天保六年、藩は六本松磯に魚市場を設けたことになつてゐるか、魚の値組及び何れの際に、現行行われてゐる「せり」方式になつたものであろうか。入れかきり方式になつて漁民の収入も多くなつたのであろう。この魚市場跡は至今

青物市場になつてゐる。

尚この時代も、その以前も、佐伯港の漁村は、煮干(にべし)か、浜干(はまべし)か、つと(つと)いふなど、製法が盛んに行われていたようである。これらに開連して、天明七年五月佐伯藩は大阪の儀慶喜三郎とその取引を協定した事実を示す文書がある。次回下それを参考として記録して見ようと思ふ。

紹介

国東半島の佛像につかた婦人から  
—— 今年いただいた年賀状の中の一通 ——

刊 柴 弘

この正月、四百通ばかり頂いた年賀状の中に、廣島県三原市に住す M ー という御年賀の婦人からかゝる文が交つてゐました。廣島産物であつたか十三重の塔であつたかお前、合せをうけ、三回文通した方ですが、お会つたことはありません、それ以外の走り書きですか——とよか、読んで見て下さい。(原文のまま、但し句読点は私が加えました)

明けましておめで度うございませす。

昨年六月別府に行き、国東半島の北に行き、無勢寺の谷に入り、椿堂にありました佛像を見ました。とてもすばらしく手近に見られ、宇佐のお寺へまわりました。何とも云はれず平安時代の木像を、すつと見て歩きました。本年は国見まで行き、一夜とまり、残りを見たいと思つてゐます。それから宇佐の奥に行く予定に居ります。一人で国東半島の南部の近く歩き、ほどんど六郷満山の現在の寺は昨年です。北の方は便利が悪く時間がかかります。九州に生れ、お大のが残念です。本年は無勢寺に一回行きます。佐伯に行き、国東半島の奥まで行って見たいと思つてゐます。